

竹山修身市長に対する問責決議

平成31年2月6日の報道による竹山修身市長の後援会等政治団体の政治資金に関する収支報告書の記載漏れの指摘に端を発し、竹山修身市長は、政治資金規正法に定められている、自身の政治団体の政治資金に関する収支報告において、次々と記載漏れ等が明らかになった。

このことに対して、その後の竹山修身市長の情報発信対応も遅延したことによって、大きく本件不祥事案がそのまま流布、拡散することとなり、堺市民に市政への強い不信感を抱かせる事態に陥ってしまった。

この事態に際し、本市議会は、平成31年度予算各議案の審議審査という最重要の定例会にあるにもかかわらず、議会運営委員会、大綱質疑、議員総会と、貴重極まりない審議時間を割かざるをえない結果となった。加えて、市民が納得できる説明がなされておらず、政治家として、市長としての説明責任を果たしていないと判断せざるをえない。

これら不祥事により、竹山修身市長は、政令指定都市堺市の首長としての堺市長の名誉を損ない、高潔無比であるべき本市市長の権威を大きく失墜させ、堺市全体を大きな混乱に陥れてしまった。この責任は重大である。

よって、本市議会は、竹山修身市長が自らの失態を深く認識し、猛省することを求めるとともに、直ちに最適な行動をとることを求め、ここに竹山修身市長に対し、その責任を強く問うべく決議するものである。

平成31年3月14日

堺市議会